

3年ぶりの営業再開へ

歴史ある甲佐のやな場で鮎料理を味わう上質なひととき



▲アユの塩焼きや刺身などが楽しめるコース料理

▲やな場を運営するパレットのメンバーら

肥後のお殿様にも愛された 甲佐の「お梁」

川の流れに竹を編んだ簾を渡し、落ちアユを捕る梁（やな）漁。甲佐のやな場はもともと寛永10年（1633年）に肥後藩主の細川忠利侯の命によって造られた水田用水調節の場でした。その後、代々の藩主がとれたアユを楽しむ場所として、広く知られるようになりました。

甲佐のやな場は、そんなお殿様に愛された「お梁」の風情を現代に伝えています。

甲佐の若者たちが歴史ある やな場の運営に挑む

情緒豊かなかやぶき屋根のあずまやで、やなを流れる清流の涼を感じながら味わうアユ料理は格別です。

やな場は、例年アユ漁が解禁となる6～11月に、緑川で育ったアユを使った料理を提供し、甲佐町を代表する観光施設として営業。しかし、コロナ禍の影響

響で2年間の休業に追い込まれました。町では、営業再開を目指し、客室の換気設備の整備やトイレの改修などの感染症対策を進めました。併せて、さらなる地域活性化を図るため、やな場の通年営業を条件として新たな事業者を公募。（一社）パレット（大滝祐輔代表理事）が中心となって運営に取り組むことになりました。

やな場では、これまで親しまれてきたアユの塩焼きや新鮮な刺身、うるかなどのコース料理を提供。3年ぶりのやな場でアユ料理をお楽しみください。



▶詳細はこちらから

▼お問い合わせ先

・ご予約や営業に関すること
甲佐町やな場

☎096・234・0125

・施設に関すること

甲佐町振興課

☎096・234・1154

（内線232）

令和4年度 甲佐町税納期限のお知らせ

納付期限	固定資産税		軽自動車税	町民税 (普通徴収)	国民健康保険税 (普通徴収)	口座振替日
	4期割※	10期割				
5月2日(月)	第1期					4月28日
5月31日(火)			全期			5月30日
6月30日(木)		第1期		第1期	第1期	6月28日
8月1日(月)	第2期	第2期		第2期	第2期	7月28日
8月31日(水)		第3期		第3期	第3期	8月29日
9月30日(金)		第4期		第4期	第4期	9月28日
10月31日(月)		第5期		第5期	第5期	10月28日
11月30日(水)		第6期		第6期	第6期	11月28日
12月20日(火)	第3期	第7期		第7期	第7期	12月19日
1月31日(火)		第8期		第8期	第8期	1月30日
2月28日(火)	第4期	第9期		第9期	第9期	2月28日
3月31日(金)		第10期		第10期	第10期	3月28日

※ 固定資産税（4期割）は、法人および町内に住所を有しない個人または共有名義の人が対象となります。

町税などの期限内納付をお願いします

住民負担の公平と徴収向上を目指して他自治体と連携

● 町税などは期限内納付の
厳守をお願いします

町民の皆さんに納めていただいた町税は、福祉や教育、道路整備をはじめとする行政サービスの貴重な財源です。安心して生活できる環境づくりにため、町税の期限内納付にご協力をお願いします。納期限内の納付を怠ると滞りとなります。町税の滞納は、督促手数料や延滞金が加算されるだけでなく、財産の差し押さえに発展する場合があります。充実した住民サービスのためにも期限内の納付をよろしく願います。

● 他自治体と連携して税の
徴収向上を図る

町では、住民負担の公平を図り、昨今の厳しい財政事情の中で徴収を確保することを目的として、御船町、嘉島町、山都町、美里町、県の5団体と連携して滞納整理事務の効率化に取り組んでいます。本町を含めた6団体の税務

職員を併任職員として相互に派遣することで、悪質な滞納者への財産の差し押さえや差し押さえた財産の公売会を合同で実施するなど、徴収のさらなる向上を図っています。

● 平日の納付が困難な人へ

町税の納付は、町会計課、肥後銀行、熊本第一信用金庫、上益城農業協同組合、ゆうちょ銀行の各窓口で受け付けています。町では、納め忘れがない便利な口座振替を推奨しています。

特に平日の納付が困難な人は、口座振替のほか、休日窓口（午前8時30分～午後5時）や毎月末の夜間窓口（午後5時15分～午後8時）をご利用ください。

やむを得ない事情で期限内納付が困難な場合は、そのまま放置せず、事前に町税務課までご相談ください。

▼ お問い合わせ先

町税務課

☎ 096-234-1112
(内線113)